

(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画)

第2次嬭恋村地球温暖化対策実行計画

平成27年度～平成31年度

平成27年3月

群馬県嬭恋村

目 次

第1章 基本的事項

1. 計画目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 基準年度・計画期間・目標年度・・・・・・・・・・ 2
3. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量・・・・・・・・・・ 3
2. 要因別の排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 具体的な取組

1. 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの利用の促進・・・・・・・・ 4
2. 施設整備の改善等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 物品購入等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. その他の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4・5・6

第4章 推進・点検体制

1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2. 点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
3. 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務づけられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。

嬭恋村の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成25年度とし、計画期間を平成27年度～平成31年度までの5年間とする。
目標年度については、平成31年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

3. 対象範囲

実行計画は、嬭恋村が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

（対象施設一覧）

施設名	施設名
嬭恋村役場	嬭恋村立嬭恋中学校
嬭恋村農村環境改善センター	嬭恋村立西部幼稚園
嬭恋村役場建設課車庫	嬭恋村総合グラウンド
嬭恋村いきいきセンター	嬭恋村運動公園
嬭恋村立東部こども園	嬭恋村上水道第一浄水場
嬭恋会館	嬭恋村上水道第二浄水場
嬭恋歴史民俗資料館	嬭恋村簡易水道施設
嬭恋村立学校給食センター	嬭恋村下水道終末施設
嬭恋村立東部小学校	嬭恋村農業集落排水処理施設
嬭恋村立西部小学校	

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、6種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

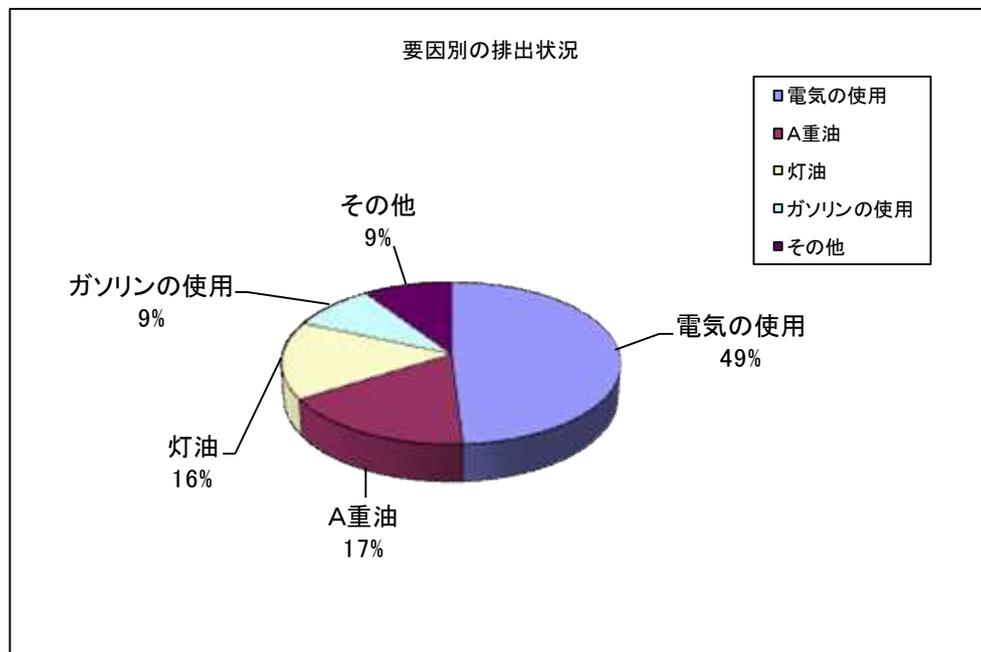
1. 基準年度の二酸化炭素排出量

婦恋村の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、**1, 179, 947kg-CO₂**である。

区 分	排出量 (k g - C O 2)
二酸化炭素 CO ₂	1, 179, 947 k g - C O 2

2. 要因別の排出状況

基準年度である平成20年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の58.7%を占め、次いで灯油の使用が17.8%、A重油の使用が12.5%、ガソリンの使用が5.6%で全体の94.6%を占めている



3. 削減目標

平成**25年度**を基準年として、計画期間の最終年度である平成**31年度**の二酸化炭素排出量を、3%削減することを目指す。

本村は、本計画策定以前から二酸化炭素排出量の削減に努めている。そのため、過大な数値

目標の設定は不可能と判断し3%の目標値を設定した。

なお、平成26年度の数値目標は別紙1のとおりである。

区 分	基準年度排出量 平成25年度	削減目標	目標年度排出量 平成31年度
二酸化炭素（CO ₂ ）	1,179,947kg-CO ₂	3%	1,144,549kg-CO ₂

第3章 具体的な取組

1. 太陽光発電、小水力発電等の再生可能エネルギーの積極導入

- ・ 孺恋村立西部小学校に太陽光発電を導入する。
- ・ 孺恋村立東部こども園及び孺恋村農村環境改善センターに小水力発電の導入を検討する。
- ・ 役場庁舎に太陽光発電の導入を検討する。
- ・ 家庭での太陽光発電等を積極的に推進助成します。

2. 施設整備の改善等

- ・ 施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・ 断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重サッシ等）を導入する。
- ・ 高効率照明への買い換えを順次行う。
- ・ 公用車の更新時に、小型車や低燃料車、電気自動車、ハイブリッドカーの導入を図る。
- ・ 公共施設の緑化を推進する。

3. 物品購入等

- ・ 電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・ 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・ 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

4. その他の取組

①電気使用量の削減

○照明機器の管理の徹底

- ・ 効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ・ 昼休みは支障のない範囲で消灯する。
- ・ 時間外勤務の場合、必要な箇所のみ点灯し他の場所は消灯する。
- ・ トイレ、印刷室、給湯室等に利用者がいない場合は消灯する。
- ・ 支障のない範囲で照明点灯箇所を削減する。（間引き点灯など）

- ・ノー残業デーを設定し、遵守を徹底する。

○事務機器の省エネ管理

- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・昼休み及び一定時間使用しない場合はコピー機、パソコン、プリンター等OA機器等の主電源をこまめに切る。
- ・待機中も電力を消費する電化製品の主電源を切る。
- ・不必要な電話及び長電話はしない。

○エネルギー消費効率の高い製品の購入・更新

- ・OA機器、蛍光灯器具等の新規購入、買い替えに当たってはエネルギー効率の高い製品を選択する。
- ・蛍光灯は逐次省エネルギー型とする。

②燃料使用量の削減

○公用車等

- ・急発進、急加速、空ぶかしをしない。
- ・経済速度で走行する。(一般道：40～60km/h、高速道路：80km/h)
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・定期的にタイヤの空気圧調整、黒煙排出状況の点検をする
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。
- ・不要な荷物を常時搭載して走行せず、燃費の向上に努める。
- ・暖気運転は必要な範囲内で行う。
- ・業務上可能な場合は、相乗りを励行する。
- ・運転記録簿の記入を徹底する。

○室内暖房等

- ・暖房による庁舎内等各施設の室温は22℃以下に設定する。
- ・灯油ストーブやファンヒーターの使用は、人がいない場合は消したり、状況に応じて火力を押さえるなどして燃料の節約に努める。

③ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・使い捨て容器の購入は極力控える。
- ・ゴミ箱は可能な限り削減し、ゴミの減量に努める。
- ・新聞・ダンボール・雑誌(チラシ)は資源ゴミとしてリサイクルに出す。
- ・ゴミ袋(可燃物・不燃物)の使用状況を記入する。

④用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・Eメール、掲示板等の活用により、紙の使用料を減らすよう心がける。
- ・会議資料は簡素化する。
- ・資料等、簡易な修正は、二本線で修正するなどして「見え消し」対応する。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。
- ・封筒は、郵送用に限って使用するよう努める。使用済み封筒は再利用に心がける。

⑤水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員向けに環境保全研修等行う。
- ・職員が参加できる環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進する。
- ・広葉樹の植林を積極的に推進します。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

(1) 推進本部

村長を本部長、**副村長**及び教育長を副本部長とし、その他、管理職等の構成員をもって組織する

計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

(2) 推進担当者

各課及び出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図る。

(3) 事務局

事務局を**総合政策課**に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

「事務局」は、「推進担当者」をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進本部」において年1回の点検評価を行う。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回村広報誌やHP等により公表する。